

教育問題や 市町村合併など 活発に議論



平成十四年第三回定例会は、九月十一日から十月八日まで、二十八日間の日程で開催されました。今回の定例会では、「平成十四年度三重県一般会計補正予算(第一号)」ほか二十七件の議案が審議されました。

十一日の開会日には、知事から上程された議案の提案説明が行われました。十八日には、各会派の代表三人による質問が行われるとともに、二十日、二十五日、二十七日には各議員からの一般質問が行われ、十五人の議員が質問に立ちました。

十月一日、一二日、三日には常任委員会が開催され、議案と請願の審査が行われました。また、四日には、新産業(IT・環境産業等)創造調査特別委員会が開催されました。

閉会日の八日には、上程された議案が原案どおり可決され、また、請願三件を採択するとともに、収用委員会委員の人事関係議案に同意しました。さらに、意見書案五件を原案どおり可決し、閉会しました。

代表質問

答

知事の仲介を
新政みえ
地方分権の推進と市町村合併

大平 誠 議員
(松阪市・飯南郡選出)

問

いわゆる地方分権一括法の施行で、国と地方は建前では対等になりましたが、国が地方に関与し、支配する実態は変わっていません。教育、農政をはじめ、長良川河口堰に代表される

ように、様々な公共事業でも全国一律の規格が押し付けられ、三重県独自のものはありません。幸い、知事らが中心となり、中央集権的な国家を地方分権型社会に変えようとして「地方分権研究会」が発足し、大いに期待しているところですが、地方の時代を三重県から全国発信できる新しい分権自治について、知事の処方箋をお伺いします。

また、市町村合併について各地で議論が展開されていますが、その枠組みをめぐって、市町村間のあつきや、首長と議員、住民との感情問題など、様々な問題が残っています。合併は目的ではなく手段であり、自分たちの町は自分たちでつくるという将来を見据えた夢を持つていただきたいと考えますが、県下の状況を見ますと、むなしや無力感を感じます。そこで、知事が合併の理想像を示し、また仲介役を果たすべきと考えますが、所見をお聞きします。

実現や社会貢献ができる社会です。そのためには、地方が連携して問題提起や情報発信を行う必要があり、「地方分権研究会」は、自治体の立場で問題点を分析し、政策提言を実践、検証するものです。各県とともに研究会を立ち上げ、情報発信を行っており、本県も眞の地方分権社会の実現に向けて努力していきます。

市町村合併は、市町村や地域住民が主体的に取り組み、自ら地域の将来像を描く姿勢こそが重要です。地方分権時代における自治体は、自らの選択と責任のもとで新しい行政課題に対応した地域づくりを行わなければなりません。そのため、市町村の行政財政能力の強化は避けて通れない課題です。県としても市町村とともに積極的に取り組んでいきます。

北川県政八年間を問う
自由民主党議員団
水谷 俊郎 議員
(員弁郡選出)

問

北川県政八年間を総括する
と、評価できる光の部分がある一方、影の部分も存在しています。一方、影の部分も存在しています。知事の政治手法に関連して、本当に県民・市民が主役になっているのかという観点から質問します。まず、廃棄物処理センターについて、今年十二月から稼動する予定ですが、地域にはまだ反対の声が根強くあるなど、住民との合意形成が十分でないと言わざるを得ません。今

県がめざす分権型社会は、地域で生活するすべての主体が、自己責任をもって行動し、自己

● その他の質問事項
・ 防災対策
・ 監査制度の機能強化
他

こそ、知事が関係住民と向かい合い、直

接対話すべきと思いますが、お考えをお

聞きします。この廃棄物処理センターに

ついて、何年も積み上げてきたものな

で進まないと仕方ないといった趣旨の知

事発言が新聞報道されました。その一方

で、実施を断念した紀南交流拠点事業に

ついて、熊野市長は、何年も積み上げて

きた梯子を県が外した旨のコメントをさ

れています。この政治手法の矛盾につい

て、知事はどのように説明責任を果たさ

れるのか、お伺いします。

答

廃棄物処理センターについて
は、それぞれの段階で、自治会
をはじめ、様々な方と話し合い、
判断してきた経緯を尊重すべきと考えま
す。稼動による安全性の確保や、環境保
全に万全を期した運営管理をしていくこ
とが重要であり、今後、稼動にかかる情
報を公開して、住民のみなさまから信頼
が得られるよう努めていきます。

紀南交流拠点事業は、PFI法に基づ
き公募を行いましたが、応募された事業
計画が募集要項の事業継続性の原則を満
たさなかつたため、実施を断念せざるを得
なくなりました。廃棄物処理センター
とは異なり、様々な点で、法律基準に至
らないと判断しました。しかし、地元の
期待が大きく、過疎・高齢化が進む紀南
地域の活性化は、大きな課題であるため、
地域住民、学識経験者等で構成する紀南
地域活性化を検討する委員会を設置し、
新たな振興策を検討しています。

- その他の質問事項
- ・ 当面する諸課題
- ・ 北川商店の日用品

無所属・MIE

新制度の情報提供を

福祉施策の展開

杉之内（昭一）議員

（四日市市選出）

問

平成十二年に社会福祉事業法
等の改正が行われ、社会福祉事
業や社会福祉法人などの共通基
盤制度が大きく変わりました。平成十五年
度からは、障害者福祉の分野で、福祉サー
ビスの利用のしくみが行政による措置制度
から、利用者がサービスを選択し、事業者
と対等な立場で契約、利用するという支援

費制度に転換します。そのような中で、利
用者には、事業者のサービスの特徴や質を
比較でき、かつ信頼できる情報が必要とな
ります。そこで、第三者機関による専門的
かつ客観的な評価の仕組みについて、県の
支援や積極的な導入策を求めるますが、その
取組についてお聞きします。

また、障害者福祉サービスについては、
支援費制度への移行に加えて、知的障害
者に関する業務が県から町村へ移管され
ます。町村にとつては、今まで行つたこ
とのない知的障害者に関する仕事とともに
に、支援費制度への対応を同時に行う必
要が出てきます。そこで、現時点での市
町村の準備状況や県民に対する情報提供
についてお聞きします。

答

福祉サービスの第三者評価制
度は、事業者のサービス向上、
利用者本位のサービスを提供す
るために重要です。評価を受ける事業者に
とっては改善点に対する取組の目標がで
き、評価の過程でその問題が共有化されま
す。このため、制度の早急な確立が望まれ
ており、本県では、評価制度の導入・支援
についての準備を進め、制度定着に向けて

関係者の取組を支援しています。

障害者福祉サービスの制度改正について
は、市町村、事業者に対する説明会等を行
い、ケアマネジメント従業者の養成に努め
てきました。さらに、知的障害者福祉に関
する権限の移譲を含め、全市町村の職員に
障害程度の区分や支援費等の研修を実施し、
十月から始まる支援費の申請に向け、パン
フレット作成や出前トーク、インナーネッ
トによる情報の提供に努めています。

分すべきと考えますが、所見をお聞きしま
す。また、県内の「医療産業廃棄物」許
可業者は、収集運搬業者が百
十四社、処分業者が十一社あり、県内の感
染性廃棄物の処理体制は、民間事業者によ
り整備されていると想っています。県は、
業者へ立入検査を行い、廃棄物の移動を確
認するマニフェスト制度の徹底を指導し、
医療機関には、国が定めた「感染性廃棄物
処理マニュアル」の徹底実施の周知を図つ
ていますが、さらに、不適正処理をした場
合、廃棄物処理法に基づいて厳正に対処し
ていきます。このため、県が関与する条例
ではなく、現在の民間による処理体制を、
引き続き行いたいと考えています。

答

現在、医療廃棄物のうち、感
染性のある廃棄物を処理できる
許可業者は、収集運搬業者が百
十四社、処分業者が十一社あり、県内の感
染性廃棄物の処理体制は、民間事業者によ
り整備されていると想っています。県は、
業者へ立入検査を行い、廃棄物の移動を確
認するマニフェスト制度の徹底を指導し、
医療機関には、国が定めた「感染性廃棄物
処理マニュアル」の徹底実施の周知を図つ
ていますが、さらに、不適正処理をした場
合、廃棄物処理法に基づいて厳正に対処し
ていきます。このため、県が関与する条例
ではなく、現在の民間による処理体制を、
引き続き行いたいと考えています。

業者数をお聞きします。

● その他の質問事項

- ・ 県政運営の基本的な指針
- ・ 今後の財政見直し

他

一般質問

医療廃棄物の適正管理を

廃棄物の不法投棄・不法放置

岡部 栄樹（津市選出）議員

無所属・MIE

（津市選出）

問

産業廃棄物の不法投棄や不法
放置等、悪質業者による違法行
為が後を断ちません。最も心配
されているのが、人体に直接触れる注射針
手術に使用したシーツなどの医療特別管理
産業廃棄物です。また、点滴用医療品をは
じめとする事業系産業廃棄物とともに、一
般廃棄物の中にも紙オムツや残飯類など、
感染症の原因となるものもあり、最近では、
院内感染の原因のひとつにこうした廃棄物
の管理体制の不備が指摘されています。そ
こで、医療廃棄物や感染性が疑われる一般
廃棄物について、県が条例を設け、直接処



3 覆土で覆い隠された不法投棄現場

- ・ その他の質問事項
- ・ 適応指導教室
- ・ フェスティバル大会出場に係る職務専
念義務の免除

答

染性のある廃棄物を処理できる
許可業者は、収集運搬業者が百
十四社、処分業者が十一社あり、県内の感
染性廃棄物の処理体制は、民間事業者によ
り整備されていると想っています。県は、
業者へ立入検査を行い、廃棄物の移動を確
認するマニフェスト制度の徹底を指導し、
医療機関には、国が定めた「感染性廃棄物
処理マニュアル」の徹底実施の周知を図つ
ていますが、さらに、不適正処理をした場
合、廃棄物処理法に基づいて厳正に対処し
ていきます。このため、県が関与する条例
ではなく、現在の民間による処理体制を、
引き続き行いたいと考えています。